

6-6
620

帝國學士院、學術研究會及日本學術振興會改組ニ關スル建議

吾々ノ祖國ガ今コノ筆紙ニ盡シ難キ悲運ニ逢着シツ、アル根本的ノ原因ハ從來水キニ亘リ政治ノ局ニ立ツモノハモトヨリ國民一般ガ學問ヲ無視シ、眞理ノ命ズル所ヲ無視シ、國民一般ノ生活ハモトヨリ文化、經濟、政治ガ不合理ナル精神ニ依ツテ支配サレ不合理ニ營マレ來リタルコトニ存ス。從ツテ、今ヤ國民スベテノ熱願トナリツ、アル國運再建ノ目的ヲ一日モ早く速ニ達成スル爲メニハ何ヨリモ先ズ科學ヲ徹底的ニ振興スルト共ニ眞理ヲ愛スル精神ヲ國民全般ノ腦裡ニ滲透セシムルヲ要シ、此際科學者ニ課セラレタル責務極メテ重且大ナルモノアリト言ハザルベカラズ。

然レドモ科學者ヲシテコノ重大ナル責務ヲ十分ニ果タサシムル爲メニハ戰時中ノ所謂「科學技術」振興トハ全ク異リタル意味ニ於テ全國官民各方面ノ科學力ヲ結集シテ

(一) 科學行政ノ合理化

- (二) 研究協力關係ノ整備
 - (三) 教育科學化ノ徹底
 - (四) 國際的智的協力ノ促進
 - (五) 科學者ノ政治ニ對スル發言權ノ強化
- 等ヲ一日モ速カニ實現スルノ要アリ
- 右ノ趣旨ニ基キ、本會ハ左記ヲ建議シ、政府ノ採擇ヲ要望スルモノナリ

- 第一 帝國學士院ノ徹底的改造ト積極化
 - 第二 學術研究會議ヲ廢止シ、其ノ職能ヲ帝國學士院及ビ日本學術振興會ニ吸收スルコト
 - 第三 日本學術振興會ヲ改組シ、帝國學士院ト密接ナル聯絡ノ下ニ科學振興ノ實務ニ從事セシムルコト
- 右ヲ實現スル具體策トシテ本會議ノ構想スル略々左ノ如シ
- 第一 帝國學士院ハ官制ニ依ル我國最高ノ科學審判機關トシ、日本

山崎 190

學術振興會ハ現在通り民間ノ財團法人トスルモ其ノ事業ノ遂行ニ付キテハ帝國學士院ト密接ナル聯絡ヲトラシムルコト

第二 帝國學士院ノ組織及ビ任務ヲ左ノ如クスルコト

- (一) 通常會員ハ三百名トシ、別ニ定ムル推薦手續ニ依リ學會ノ推薦シタル者ニ付キ政府之ヲ任命スルコト
- 尙別ニ終身會員（又ハ名譽會員）百名ヲ設ケ現在ノ會員ヲ以テ之ニ充テ、今後ノ缺員ハ通常會員ノ選舉ニ依リテ之ヲ補充スルコト

(二) 通常會員ノ任期ハ五年トスルコト（但シ重任ヲ妨ゲズ）

(三) 院長ノ外ニ次長ヲ置キ日本學術振興會長ヲ兼ネシムルコト

（推薦手續要領）

- (一) 官民一切ノ研究者ヲ學科別ニ統合シ、各學科毎ニ全國的學會ヲ組織セシメ、此等學會ヲ基礎トシテ會員ノ推薦ヲ爲サシムルコト

(二) 學會ノ種類並ニ數及各學會ニ對スル本會通常會員割當數ハ帝國學士院ニ於テ之ヲ決定スルコト
（但シ學士院改組ノ際ニハ設立準備委員會ニテ決定スルコト）

(三) 各學會ニ於ケル推薦ハ總會ノ公選ニ依ルコト

任 務

(一) 政府（文部省ニ限ラズ）ノ科學行政ノ諮問スル事項ヲ審議スルコト

(二) 科學ニ關スル事項ニ付キ政府ニ建議スルコト

(三) 國際的科學協力ノ最高機關タルコト

(四) 日本學術振興會ノ實施スベキ事業ノ根本方針ヲ決定スルコト

(五) 學術獎勵ノ爲授賞及補助ヲ行フコト

(六) 授賞候補者ヲ學會若クハ日本學術振興會ノ推薦ニ俟ツコト

參議院ノ學界代表議員ノ推薦（其數ハ議員總數ノ三分ノ一ト

ナスコト)

(備考) 其理由ニ付キテハ別紙本會議「參議院ノ構成ニ
關スル建議」ヲ參照セラレタシ

第三 日本學術振興會ノ組織及任務ヲ左ノ如クナスコト

組織

- (一) 會員ハ學會ノ公選ニ依ル推薦ニ依ルコト
- (二) 會員ノ任期ハ三年トスルコト、但シ重任ヲ妨ゲザルコト
- (三) 帝國學士院ノ決定ニ從ヒ事業ヲ部ニ分ケテ行フコト、尙必
要ニ應ジ特定事業ヲ行フ爲特別委員會ヲ置キ得ルコト、シ
ソノ委員ハ事業完了マデ任期ニ關係ナク事業ヲ繼續シ得ル
モノトナスコト

(四) 帝國學士院次長ヲ會長トスルノ外之ヲ補佐スベキ常任ノ事
務局長ヲ置キ、本會一切ノ事務ヲ掌理セシムルコト

任務

- (一) 各部ノ行フベキ事業ハ共同研究トシ帝國學士院ノ決定シタ
ル根本方針ニ從ヒテ之ヲ企畫スベキモ、學會又ハ研究所等
ニ任スラ適當トスベキ事項ハ成ルベク之ヲ其等ノモノニ任
セ、要スレバ之ニ對スル補助ヲ帝國學士院ニ申請スルコト
- (二) 帝國學士院ノ授賞候補者ヲ推薦スルコト

參議院ノ構成ニ關スル建議

改正憲法ニ依リテ設立セラルベキ參議院議員定員數ノ三分ノ一ヲ
學士院會員ノ互選ニ依ル學界代表議員トスルコト

理由

一 衆議院ハ民間ノ政治的勢力ヲ數量的ニ反映代表スルヲ本質トスルニ
反シ、參議院ハ本質上國民理智ノ總力ヲ代表シテ、民主政治ノ動トモス
レバ陷リ易キ「數」ノ專制ニ由ル弊害ヲ「理」ノ力ニ依ツテ矯正調節ス
ルヲ以テ其任務トセザルベカラズ。殊ニ樞密院廢止ノ曉ニ於テ參議院ノ
適當スベキ此種任務ハ政治ヲ公正且合理的ナラシムルニ付キ極メテ重要
ナルベシ。

二 右ノ趣旨ニ依リ參議院ハ左記三種ノ議員ヲ以テ之ヲ構成スルヲ適當
トスベシ。

(一) 政治行政ノ經驗者中ヨリ一定ノ詮衡委員會ノ議ニ依リ選出セラル、
議員

(二) 各種職業團體ノ推薦ニ依ル議員

(三) 學士院會員ノ互選ニ依ル議員

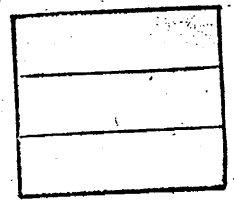
右ニ依リ參議院ハ政界官界ノ棟樑者ニ特有ナル政治行政上ノ智識經驗、

各種職業ノ經驗者ニ特有ナル職能の智能及ビ人文自然兩方面ニ亘ル科學
的智識ヲ一堂ニ結集シ以テ全體國民ノ理智ヲ代表シテ政治ノ公正且合理
化ニ寄與スベキ任務ヲ達成スルニ付遺憾ナカルベシ。世上學士院議員ヲ
能代表議員ノ一部ニ數ヘントスルモノナキニアラズト雖モ元來職能代表
議員ハ例ヘバ醫師、辯護士ノ如キ職業ヲ代表スルモノナルニ反シ、學士
院議員ハ醫學者、法學者トシテ科學的智識ヲ代表スルモノニシテ、兩者
ノ政治ニ貢獻シ得ベキ分野自ラ異ルノミナラズ、兩方面ヨリ適任者トシ
テ選出セラルベキモ自ラ其ノ範ヲ異ニスベシ。

三 世上或ハ學者ノ政治的不適格ヲ主張シ、優秀ナル學者必ズシテ議員
トシテ適任者ナラズト説クモノアラランモ、カクノ如キハ政治ニ關スル在
存ノ偏見ニ捉ハレテ新設セラルベキ參議院ニ課セラルベキ任務ヲ理解セ
サルニ因ルモノト言フベク、今後ノ參議院ハ政治ノ科學化ニ必要ナル一
切ノ問題ニ付キ夫々專門學者ノ説ク所ヲ傾德シテ理ノアル所タトヘ一人
ノ説クトコロト雖モ全院之ニ聽從スルガ如キ氣風ノ下ニ運營セラレザル
ベカラズ、從ツテ從來ノ如ク僅ニ四人ノ長老學者ヲシテ半ハ榮譽的ニ學
界ヲ代表セシムルハ全ク無意味ニシテ、學界各方面ノ眞ニ實力アル代表
的學者ヲシテ夫々專門トスル所ニ從ヒ其ノ科學的智識ヲ以テ政治ニ貢獻
セシムルニ於テハ彼此全ク趣ヲ異ニスル政治的效果ヲ現ハスニ至ルベキ
コト必至ナルベシ。

吾々の組織が今この激激に激し難い進進に達達してゐる根本的原因は從來承きに亘つて政治の局に立つものはもとより國民一般が學問を輕視し、進歩の節する所を無視し、國民一般の生活はもとより文化、進歩、政治が不台座な精神に成つて支せられ不台座に成つてゐたことにある。従つて、今や國民すべての無敵となつてゐる國運再建の目的を一日も遅に達成するが爲に例を借いても科學を徹底的に振興すると共に、進歩を變する精神を國民全般の階級に浸透せしむるを要し、此際科學者に課せられた義務は極めて重大なるものありといはねばならぬ。しかし、科學者をしてこの最大なるも義務を十分に果たさしめる爲には、戦時中の所謂「科學技術」振興とは全く違つた意味に於て——全國官民各方面の科學力を結集して

- 一 科學行政の合理化
- 二 研究協力關係の整備
- 三 教育科學化の徹底



山崎

四 國際的智的協力の促進

科學者の政治に對する發言權の強化
言を一日も速かに實現するの要あり。

右の宗旨に基き、本會は左記を建議し、政府の採擇を要望するものなり。

- 第一 帝國學士院の徹底的改造と積極化
- 第二 學術研究會議を廢止し、其機能を帝國學士院に吸收すること
- 第三 學術振興會を改組し、帝國學士院の決定する根本方針に従ひ、科學振興の義務に従事せしむること
- 右を實現する具體策として本會の提議する概略左の如し
- 第一 帝國學士院、學術研究會議及び學術振興會を廢止し、新に之に代へて新組織に依る帝國學士院及び學術振興會を設くること
- 第二 帝國學士院は官別に依る我國最高の科學審議機關とし、學術振興會は學士院の決定する最高方針に従ひ學術振興の事業を實施する

財団法人とすること

第三 帝國學士院の組織及び任務を左の如くすること

一 會員は 名とし、別に定むる推薦手續に依り學會の推薦したる者に行き政府任命すること

二 會員の任期は五年とすること（但し再任を助けず）

三 院長の外に次長を置き學術振興會長を兼ねしむること
（推薦手續要領）

一 官官民一切の研究者を學科別に統合し、各學科毎に全國的學會を組織せしめ、此等學會を基礎として會員の推薦を爲さしむること

二 學會の組織並に教員及び各學會への會員割當數は帝國學士院に於て之を決定すること

（但し新學士院設立の際には設立準備委員會にて決定すること）

三 各學會に於ける推薦は總會員の公選に依ること

任務

一 政府（文部省に限らず）の科學行政の諮問する事項を審議すること

（政府は一定の事項を必ず諮問するの要めるものとすること）

二 科學に關する事項に行き政府に建議すること

三 國際的科學協力の最高機關たること

四 學術振興會の實加すべき事業の根本方針を決定すること

五 學術獎勵の爲授員及び學習補助を行ふこと

（授員候補者を學會若しくは學術振興會の推薦に俟つこと）

六 參議院の學界代表議員の推薦

（議員數を五十名とすること）

（理由）科學智識を最大限に政治上に活用する爲には科學者の政治に對する發言權を擴大強化するの要めるに因る

皇國學術振興會の組織及び任務を左の如くすること

任 務

- 一 會員は學會の公選に依る推薦に依ること
- 二 會員の任期は三年とすること、但し再任を妨げざること
- 三 帝國學士院の決定に従ひ事業を部に分ちて行ふこと、向必要に應じ特定事業を行ふ爲の特別委員會を置き得ること、し、その委員は事業完了まで任期に關係なく事業を繼續し得るものとすること
- 四 帝國學士院次長を會長とするの外これを補佐すべき常任の事務局長を置き、本會一切の事務を掌理せしむること
- 五 各部の行ふべき事業は共同研究とし帝國學士院の決定したる根本方針に従ひ之を企劃すべきも、學會に任すを適當とすべき事項は敢るべく學會に任せ、要すれば之に對する補助を學士院に申請すること
- 六 帝國學士院の授賞候補者を推薦すること

